

日本学術振興会
日中韓フォーサイト事業
A3 Foresight Program

令和 8(2026)年度分 募集要項
(脳のマルチモーダル解析における新たな展望)

令和 7(2025)年11月
独立行政法人 日本学術振興会

1 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、我が国と中国・韓国の研究機関が連携して世界トップレベルの学術研究、地域共通の課題解決に資する研究及び優秀な若手研究者の育成を行うことにより、3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築することを目的として、先見性や将来への展望などを意味する“foresight”の名を冠した「日中韓フォーサイト」事業を実施しています。本事業においては、3カ国の研究機関(以下「拠点機関」という。)は、「共同研究」、「学会会合(セミナー)」、「研究者交流」を効果的に組み合わせて実施するものとします。

なお、本事業による支援期間終了後も、拠点機関においては、アジア地域における世界的水準の研究拠点として自立的に継続的な活動を実施することが期待されています。

2 実施方法

日中韓3カ国の学術振興機関(日本学術振興会(JSPS)、中国国家自然科学基金委員会(NSFC)、韓国研究財団(NRF))間の覚書に基づき実施します。

3 対象となる研究

本年度の対象分野は、「脳のマルチモーダル解析における新たな展望(New Horizons in Multimodal Analysis of the Brain)」とします。

なお、対象分野については、毎年度、3カ国の学術振興機関の協議により定めます。

4 対象国

我が国と中国・韓国の3カ国による交流を対象とします。

5 申請資格

(1) 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示 110 号)第2条に規定されている研究機関(※)で、研究費、研究施設・設備、人員を十分に備えており、拠点機関として組織的な実施体制が取れる機関又はその部局。

※科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示 110 号)第2条に規定される研究機関
1)大学及び大学共同利用機関

- 2)文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3)高等専門学校
- 4)文部科学大臣が指定する機関

科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1307764.htm

(2) 本事業による交流実施の中心となる役割を担う拠点機関には、研究代表者(Principal Investigator)を1名おきます。研究代表者は、拠点機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者であり、文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格を有する者としてします。

ただし、所属機関において、研究環境(研究室・設備・人員)の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者(文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格は必要)でも可能です。

なお、研究代表者は、本事業の遂行に関して重要な役割を担います。したがって、事業実施期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、研究代表者となることは避けてください。

また、本事業は拠点機関間の持続的な交流関係を構築する事を目標としているため、拠点機関には研究代表者(Principal Investigator)以外に必ず参加研究者をおいてください。

6 事業実施期間

令和8(2026)年8月開始 5年間

〈令和8(2026)年8月～令和13(2031)年7月〉

※ただし、中国側の実施期間は令和9(2027)年1月開始の5年間〈令和9(2027)年1月～令和13(2031)年12月〉となります。

7 本会支給経費

(1) 支給総額

1課題当たり 5年間で5,000万円以内(予定)

令和8(2026)年度(8ヶ月間):※
令和9(2027)年度(1年間):1,000万円以内
令和10(2028)年度(1年間):1,000万円以内
令和11(2029)年度(1年間):1,000万円以内
令和12(2030)年度(1年間):1,000万円以内
令和13(2031)年度(4ヶ月間):※

※ 初年度(令和8(2026)年度)と最終年度(令和13(2031)年度)の総額で1,000万円以内。詳細は採択後拠点機関の申請に基づき決定します。初年度に1,000万円を使い切る計画は認められません。

(2) 支給経費の用途

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金・人件費、その他

(3) 支給方法等

- ① 課題の実施に要する業務について、我が国の拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

- ② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

8 採択予定件数

2件

9 申請手続

(1) 提出書類

申請希望機関は、下記①・②を所属機関に提出してください。所属機関の長は①・②を取りまとめ、下記③～⑤の書類を添付して本会指定のオンラインストレージ「Box」にて本会に提出してください。個人申請は受け付けません。(下記①～⑤いずれも、PDF 形式のファイルで提出願います。)

「Box」のアップロード用 URL は、所属機関の担当事務局に個別に電子メールにて連絡します。当該担当事務局は、事前に、下記【電子メール送付先】記載のメールアドレスへ、題名に「【機関名】日中韓フォーサイト事業令和8(2026)年度分申請書類提出先 URL 希望」、本文に「担当事務局の部課名・電話番号(直通でない場合は内線を含む。)・担当者氏名」を記載した電子メールを送信してください。メール受信後、本会より当該メールへの返信にて「Box」のアップロード用 URL を送付します。

- ① Application Form for Project under A3 Foresight Program(FormA:3カ国共通)
- ② 日中韓フォーサイト事業申請書(FormB:日本側補足資料)
- ③ 令和8(2026)年度日中韓フォーサイト事業に係る申請書類の提出について
- ④ 研究インテグリティに係る情報の確認について
- ⑤ 安全保障貿易管理体制の確認について

【電子メール送付先】

foresight【*】jsps.go.jp(【*】は@に置き換えてください)

(2) 申請受付期間

令和8(2026)年1月13日(火)～2月12日(木)17:30【本会必着】

- ※ 所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。
- ※ 締切時間までに、本会指定のオンラインストレージ「Box」への指定ファイルのアップロードを完了する必要があります。
- ※ 電子メールによる「Box」へのアップロード用 URL 送付依頼が締切時間より前に本会に届いた場合でも、指定ファイルの「Box」へのアップロードが締切時間までに完了しない場合は、当該申請は不受理となります。また、送付依頼メールの受領からアップロー

ド用 URL の返信までに時間を要する場合があります。送付依頼は日程に余裕を持って
予め行ってください。

- (3) 中国・韓国の研究代表者は、同内容の申請書(FormA:3カ国共通)を、それぞれの国の学術振興機関(NSFC 又は NRF)に提出することになっています。3カ国において同内容の申請書が提出されていない場合には申請は無効となりますので注意してください。

なお、募集の最終締め切り(令和8(2026)年2月12日(木))は3カ国で共通ですが、中国・韓国における募集方法・実施方法の詳細は、それぞれの学術振興機関において定めることとなっており、本会と異なる場合があります。詳細については、各国の研究代表者を通じてそれぞれの国の学術振興機関に確認してください。

10 申請に際しての留意事項

- (1) 相手国の拠点機関は中国・韓国の学術研究機関に限ります。

- (2) 本事業は、我が国と中国・韓国の3カ国の拠点機関により、5年間で実施するものです。その際、それぞれの相手国に対等の負担が求められることに留意してください。経費負担については、別紙1「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照ください。

- (3) Form A(英文)と Form B(和文)の内容に齟齬の無いように留意してください。なお、万一齟齬のある場合には、Form A(英文)の内容が正しいものとして扱います。

- (4) 本事業により経費の支給を受けることができる参加者の範囲(本交流の参加者の範囲)は以下のとおりです。なお、日中韓以外の研究者の参加は原則としてできません。(これらは、日本側参加研究者に係る取扱いであり、中国側・韓国側においては取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、各国の研究代表者を通じそれぞれの国の学術振興機関に確認してください。)

- ① 大学等学術研究機関に在籍する研究者(我が国の参加研究者においては文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格を有する者)
- ② 大学等学術研究機関において研究に従事する「ポスドク」
- ③ 大学等学術研究機関に在籍する大学院博士課程及び修士課程学生

- (5) 本事業により支給される経費は、我が国と中国・韓国の拠点機関の間で実施される交流に対するものであり、日本側研究者のみによるフィールドワーク等を目的として相手国に赴くための経費等を援助するものではありません。

- (6) 本会の学術国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。

また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間に研究代表者等の変更を行うことは認めません。

(7) 申請機関が他制度で機関支援型事業の助成を受けている(又は見込みの)場合、全て記入の上、今回申請の本事業との関連性があるときにはそれを明確にしてください。他制度で既に支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いません。

(8) 申請書はモノクロ(グレースケール)印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意してください。

11 審査方針

以下の観点から審査を行います。

①【先端性・重要性】

- ・ 「脳のマルチモーダル解析における新たな展望」の分野で先端的と認められる研究交流課題であり、かつ中国・韓国の相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・ 日本側拠点機関及び中国・韓国の拠点機関との交流により、世界的水準の研究拠点となることができるような学術的価値の高い成果が期待できるか。
- ・ これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。

②【若手研究者育成への貢献】

- ・ 若手研究者が身につけるべき能力・資質の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

③【日本側実施体制】

- ・ 日本側拠点機関において、日中韓3カ国を中核とした世界的水準の研究拠点形成の計画が、当該機関の研究教育活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・ 日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・ 世界的水準の研究拠点形成に向けて、適切な研究者が適切な規模で日本側に参加し、その協力体制が適切に計画されているか。
- ・ 経費支給期間の終了後も、当該分野の世界的水準の研究拠点として継続的な活動が期待できるか。
- ・ ジェンダーバランス等に適切に配慮した体制が整備されているか(体制構築に向けた計画も含む)。

④【中国・韓国の拠点機関とのネットワークの構築】

- ・ 拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・ 大学間交流協定を締結するなど、中国・韓国の拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・ 当該分野における世界的水準の研究拠点として、将来にわたって協力関係の持続的な発展が期待できるか。

⑤【研究交流計画の妥当性】

- ・ 3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築する構想が明確であるか。
- ・ 事業の目標達成に向けた計画が具体的であり、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・ 研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。

12 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査委員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。その後、中国・韓国の学術振興機関との協議により採択/不採択を決定し、その結果を令和8(2026)年7月(予定)に所属機関長に通知します。

本事業では1件の申請について、6人の書面審査委員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「日中韓フォーサイト事業」ウェブサイト上の「書面審査について」の項目を確認してください。

https://www.jsps.go.jp/j-foresight/01_boshuyoko.html

(2) 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で所属機関長あてに通知します。

- ・不採択A(不採択の中で上位)
- ・不採択B(不採択の中で中位)
- ・不採択C(不採択の中で下位)

13 採択決定後の手続

拠点機関長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

14 拠点機関等の義務

(1) ウェブサイトを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、成果発表に際しては本事業名を謝辞等に記載し、本事業(日中韓フォーサイト事業(JSPS A3 Foresight Program))の支援を受けたことを必ず明記してください。

(2) 事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、それぞれ本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されることがあります。

15 その他

(1) 採択の取消し等

研究者等による委託費の不正使用等や研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)のほか、全ての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載(署名の無断転用を含む。)等が認められた場合には、審査の中止、採択決定の取消し、既に配分された委託費の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成

18 年 12 月 6 日 規程第 19 号)については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

(2) 法令遵守

研究計画を遂行するに当たって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。)に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む。)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。

(3) 国際的な研究交流活動の遂行能力、実現可能性

国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある研究代表者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にした上で申請してください。

また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。

(4) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

(5) 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

○安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研

究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定を取り消すことがあります。

(※1)現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので御留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについても御留意願います。

(※2)非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、研究開始(契約締結日)までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

(※3)輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本

とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

○日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者(民間企業等)に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本委託事業においては、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契

約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、本会へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

(6) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」(令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(7) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

本会の論文のオープンアクセス化に関する実施方針は、以下を参照してください。

[https://www.jsps.go.jp/data/Open access.pdf](https://www.jsps.go.jp/data/Open%20access.pdf)

(8) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に採択された研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン(DMP)を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。

本会の研究データの取扱いに関する基本方針は、以下を参照してください。

[https://www.jsps.go.jp/file/storage/open science/basic policy.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/open%20science/basic%20policy.pdf)

(9) 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。なお、体系的番号が付される場合は、採択時に別途通知します。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

○英文

This work was supported by JSPS A3 Foresight Program (grant number: JPJSA3F12345678).

○和文

本研究は、【日本学術振興会日中韓フォーサイト事業】(課題番号:JPJSA3F12345678)の支援を受けたものです。

(10)NBDC からのデータ公開について

国立研究開発法人科学技術振興機構のバイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業(<https://biosciencedbc.jp/>)では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)でも、NBDC(現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室)が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベース アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

(11)動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」という。)を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示 71 号)
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

(12) ナショナルバイオリソースについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース(NBRP で対象としているバイオリソースに限ります)のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース(動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報)については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託:当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用(保存・提供)を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

ONBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

(13) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年8月 26 日文科科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(14) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の契約に当たり、日本側研究代表者の所属機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ウェブサイトの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、研究交流開始(契約締結日)までに、文科科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず研究交流を開始することは認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

研究不正行為チェックリストについては、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下を参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(15)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究交流課題において、研究活動における特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて委託契約の変更・解除等を行い、委託費の全部又は一部の返還等を求めます。また、次年度以降の委託契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)のとおり、本会が交付するすべての研究資金の交付の制限措置を講じます。ただし、本事業においては特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年12月6日規程第19号)については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(iii) 申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(iv)不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

不正事案の公表については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(13) 研究倫理教育の履修義務

本事業の研究交流課題に参加する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、事業開始日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年8月 26 日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、日本側研究代表者の所属機関は、本事業に参加する日本側研究者に対し、指定する期日までに研究倫理教育を受講等させてください。

○「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編)

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

○研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

○OAPRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)

(17) 研究者情報の researchmap への登録

researchmap は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

○researchmap

<https://researchmap.jp/>

(18) JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network (JSPS-Net)は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーキング・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者

同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者1人1人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

○JSPS-Net

<https://www-jsps-net.jsps.go.jp/>

(19) LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

○LinkedIn

<https://www.linkedin.com/company/jsps-international-academic-collaborations>

(20) 個人情報等の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された課題については、拠点機関名、日本側研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究交流課題名、予算額、実施期間、報告書並びに評価結果等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者が含まれる研究交流課題においては、GDPR(General Data Protection Regulation:一般データ保護規則)及び英国の一般データ保護規則に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。GDPR の詳細に関しては、以下のサイト等を参照してください。

○個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>
https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

(21) 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において

判断してください。

(22) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、責任を負いません。

(23) 事業実施期間中、天災地変その他不測の事態等により、採択課題の実施が不可能又は困難となった場合には、当該課題の支援を中止する場合があります。

(24) 日中韓フォーサイトの研究交流成果の権利の帰属については、各拠点機関が我が国と相手国の法規を遵守して取り決めるものとし、本会は関与しません。拠点機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規程等により定めておくようにしてください。

16 中国・韓国側学術振興機関連絡先

中国：中国国家自然科学基金委員会 国際合作局亜非処及国際組織処

(住所)100085 北京市海淀区双清路 83 号

(Tel) +86 (0)10 6232-6998

(Fax) +86 (0)10 6232-7004

韓国：International Exchange Programs Team

Directorate for International Affairs

National Research Foundation of Korea (NRF)

(住所)25, Heolleung-ro, Seocho-gu, Seoul , 06792, KOREA

(Tel) +82 (0)2-3460-5682

(Fax) +82 (0)2-3460-5679

17 問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部 研究協力第一課

「日中韓フォーサイト事業」担当

電 話 03-3263-1826(ダイヤル)

E-mail foresight【*】jsps.go.jp(【*】は@に置き換えてください)

URL <https://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html>

日本学術振興会 日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて

第1 事業の実施方法

日中韓フォーサイト事業における研究交流課題は、拠点機関又はその所属する機関に対して、独立行政法人日本学術振興会(以下「学振」という。)が業務委託する方法により実施されます。

研究交流課題の実施に当たっては、学振と拠点機関との間で、業務の実施に係る契約(業務委託契約)を締結します。

なお、本事業は、運営費交付金により運営されています。

第2 日中韓フォーサイト事業実施に係る経費取扱い

1 前提

本事業の実施については、学振と中国・韓国の学術振興機関(NSFC、NRF)との経費相互負担を前提としており、各国の実施機関が対等な経費費目を支出することとしています。(詳細は、後述の「第3 相手国との経費負担について」を参照)

また、執行にあたっては、「2 委託費の使途」に示した使用目的などのルールの範囲内での執行となるよう十分留意してください。

2 委託費の使途

委託費は、「研究交流経費」と「業務委託手数料」から成ります。募集要項に記載の「支給総額」は「研究交流経費」のみの金額です。

(1) 研究交流経費

1) 旅費 <英語版申請書(Form A) 8. Annual Budget for Networking (4) Budget Plan の「International Travel」、「Domestic Travel」>

当該研究交流課題における参加研究者の外国・国内出張(研究交流課題に関する研究遂行、学術会合(セミナー)実施、資料収集、各種調査、研究の打合せ、及び研究の成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当)

<留意事項>

- ・ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、拠点機関(受託機関)が定める規定等に基づくこと。また、効率的な執行を心がけること。
- ・ 本研究交流課題参加者以外の者にかかる旅費は原則支出できない。
- ・ 旅費は当該年度研究交流経費総額の 50%以上であること。ただし、各人に滞在費を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を年間契約により借り上げて現物支給という形態により「その他」費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときには予め学振へ相談すること。

2) 物品費 < 英語版申請書 (Form A) 8. (4) Budget Plan の「Seminars and Meetings」の一部、「Equipment」及び「Materials」>

研究交流活動に必要な備品・消耗品を購入するための経費

<留意事項>

- ・ 購入した備品は、拠点機関(受託機関)に帰属する。なお、物品費の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。

3) 謝金・人件費 < 英語版申請書 (Form A) 8. (4) Budget Plan の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

研究・学会合(セミナー)への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等)をする者にかかる謝金・人件費

<留意事項>

- ・ 算出方法、手続き等は、拠点機関(受託機関)が定める規定等に基づくこと。また、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心がけること。
- ・ 次のものには使用できない。:
 - 研究支援補助者等の雇用(但し短期的な雇用を除く。)
 - 継続的な雇用と見なされるような支出
 - 本研究交流課題参加者に対する謝金・人件費

4) その他 < 英語版申請書 (Form A) 8. (4) Budget Plan の「Seminars and Meetings」の一部及び「Others」の一部>

上記のほか当該研究交流活動を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(拠点機関及び協力機関の施設において研究遂行が困難な場合に限る。)、会議費(会場借料、飲料・弁当代、学会合(セミナー)開催時のレセプション経費)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、参加研究者による研究成果発表に係る費用(学会誌投稿料、ウェブサイト作成費用、本研究交流課題の研究成果発表のための会議学会参加費等)、海外旅行保険料)

<留意事項>

- ・ 学会合(セミナー)開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮のうえ、使用すること。

5) 研究交流経費で支出できない経費

- ① 不動産の取得に関する経費
- ② 拠点機関の施設及び海外オフィス等維持のための経費(オフィス借料、光熱水料、人件費等)
- ③ 研究機関で通常備えるべき設備備品・事務用品を購入する経費
- ④ 研究交流を実施するため又は実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

- ⑤ 研究者、学生及び事務職員の雇用に関する経費(ただし、短期的な雇用を除く。)
- ⑥ その他本事業と直接的な関係が認められないもの

(2) 業務委託手数料

本事業の実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

業務委託手数料については、前述の研究交流経費の10%とし、研究交流経費の外額として配分します。なお、使用にあたっては各拠点機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

(3) 消費税

消費税及び地方消費税相当額は内額として配分します。

第3 相手国との経費負担について

本事業の実施については、相手国側学術振興機関(中国国家自然科学基金委員会(NSFC)及び韓国研究財団(NRF))とのイコールパートナーシップに基づく経費相互負担を前提としており、以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から相手国側拠点機関と相談のうえ、いずれか一つを選択して執行することとなります。(執行にあたっては、「2 委託費の使途」に示した使用目的などのルールの範囲内で執行となるよう十分留意してください。)

【経費負担の基本原則】

① 旅費・滞在費について

・以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から選択する。

【パターン1】

日本側研究者の経費は学振が、相手国側研究者の経費は相手国側学術振興機関が負担。

【パターン2】

派遣側が国際航空運賃を、受入側が受入国内移動費・滞在費を負担。ただし、派遣国から受入国に訪問する場合、受入国内での最初の目的地の最寄りの空港までの航空運賃を国際航空運賃の一部とみなし、派遣国側で負担することができます。

② 学術会合(セミナー)について

・学術会合(セミナー)は、日本、中国又は韓国で開催すること。それ以外の国での開催は認めない。

・学術会合(セミナー)開催にかかる経費は開催国側が負担する。

③ 中国・韓国間の交流について

・中国と韓国の研究者間での交流にかかる経費は、本会では負担しない。

【相手国との経費分担方法】

①パターン1・・・日本側研究者の経費は学振が、相手国側研究者の経費は相手国側学術振興機関が負担。

機関名 費目	日本学術振興会	相手国側 学術振興機関
日本側研究者の 国際航空運賃	○	×
相手国内移動費・滞在費	○	×
日本国内旅費	○	×
研究経費	○	×
相手国側研究者の 国際航空運賃	×	○
日本国内移動費・滞在費	×	○
相手国内旅費	×	○
研究経費	×	○
日本開催学術会合(セミナー)開催経費	○	×
相手国開催学術会合(セミナー)開催経費	×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等	×	×

②パターン2・・・派遣側が国際航空運賃を、受入側が受入国内移動費・滞在費を負担。

機関名 費目	日本学術振興会	相手国側 学術振興機関
日本側研究者の 国際航空運賃	○	×
相手国内移動費・滞在費	×	○
日本国内旅費	○	×
研究経費	○	×
相手国側研究者の 国際航空運賃	×	○
日本国内移動費・滞在費	○	×
相手国内旅費	×	○
研究経費	×	○
日本開催学術会合(セミナー)開催経費	○	×
相手国開催学術会合(セミナー)開催経費	×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等	×	×

学術国際交流事業の重複制限一覧表

本表は、甲欄の事業に研究代表者等として新規に申請しようとする者及び甲欄の事業について既に研究代表者等として採択されている者が、乙欄の学術国際交流事業に申請する場合の重複制限を示したものです。

- ：甲・乙欄双方の事業において重複して研究代表者となることが可能（双方の事業に申請できる）
 △：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
 ▲：甲・乙欄双方の事業に申請できるが、双方の事業において重複して研究代表者となることは不可（甲・乙欄双方の事業に新規採択された場合は、いずれか一方を選択する）。
 ×：乙欄の事業に申請できない（甲欄の事業のみ実施する）。ただし甲欄の事業の最終年度を除く。
 —：同一の事業においては、原則として一つの研究課題のみ申請できる（甲欄の事業に採択されている場合は、甲欄の研究課題のみ実施する）。

乙欄 甲欄		（共同研究、セミナー） 二国間交流事業	国際共同研究事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業
		新規	新規	新規	新規	新規
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	新規	△	○	○	○	○
	継続	△	○	○	○	○
国際共同研究事業	新規	○	—	▲	▲	▲
	継続	○	—	×	×	×
日独共同大学院プログラム	新規	○	▲	—	▲	▲
	継続	○	×	—	×	×
研究拠点形成事業	新規	○	▲	▲	—	▲
	継続	○	×	×	—	×
日中韓フォーサイト事業	新規	○	▲	▲	▲	—
	継続	○	×	×	×	—